

公益財団法人 公益法人協会 第25回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成26年3月11日(火) 15時～17時
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部 第五会議室
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 13名
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、岸本幸子、鈴木勝治、田中 皓、
長瀧重信、橋本大二郎、早瀬 昇、福原義春、松岡紀雄、山岡義典
注) 福原理事は第1号議案説明時の15時15分より出席した。
(欠席) 高宮洋一、堀田 力
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子、平川純子

5 議 題

決議事項

第1号議案『平成26年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

第2号議案『平成26年度役員報酬』の件

第3号議案『顧問の選任』の件

第4号議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件

報告事項

<社団法人・財団法人移行の状況>

(1) 内閣府等の動向と当協会要望等

- ① 公益法人等の現況(内閣府による集計)
- ② 会計基準の見直しに関する動向
- ③ 一般法人法及び内閣府令一部改正について

(2) 職務執行報告

- ① 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」の状況
- ② 事務管理代行(運営支援)事業に関するフィージビリティスタディ
- ③ 内閣府委託相談会の状況
- ④ 一般法人の動向に関するアンケート調査
- ⑤ 訪米調査ミッション報告書

(3) 長期(10ヶ年)経営計画「Project Coming 10」中間報告

(4) 法人管理に関する報告

<その他の報告等>

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

開会に先立ち、ちょうど3年前のこの日、同じ場所で開催した理事会の最中に発生した、東日本大震災による多数の犠牲者を悼み、出席者全員で黙祷を捧げた。

黙祷後、定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『平成26年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

議案説明に先立ち、金沢専務から25年度事業の状況及び決算見込みについて報告があった。報告によると、25年度は3年ぶりに黒字となる見込みであるが、資金繰りは依然厳しい。事業収益は前年度比で500万円ほど減少したが、新入会による会費等の増加があり、何より費用を2000万円ほど節減できたことが大きい。これは、派遣社員の通年採用など人件費の削減によるものである。

続いて理事長より、平成26年度事業計画書及び収支予算書等について議案説明があった。説明によると、いわゆる「公助」が限界に達し、自助にもやはり限りがある環境下、多様な社会的課題に取り組む非営利の公益活動が果たすべき役割は、ますます需要になる。平成26年度の方針としては、市民による公益活動の組織化を支援し、民間公益活動の広がりや厚みを増し、質を高めることが、当協会の取り組むべき大きな課題の一つである。移行した公益法人・一般法人はもとより、新法による新しい一般法人を視野に入れ、その活動を支援したい。また、当協会の新たなグランドデザインとしては、昨春設置した社内プロジェクト「Coming 10」委員会による6月予定の答申を真摯に受け止めこれを長期的経営指針として考慮したいとの説明があった。中でも、特徴的な事業として、海外非営利組織との連携事業や、先行事例としての英国チャリティ制度改革後の変容、非営利法人会計などに関する調査研究計画が説明された。一方、法人管理面では、新規の入会申し込みが100件を超えるなど好調であることが報告された。

同議案説明に対して、次の質疑応答があった。

(松岡理事) 人件費の削減が費用全体の削減に貢献したとの説明があった。社会的に派遣を増やすことの問題が指摘されているが、その点はどうか。

(太田理事長) 公益法人も、正規雇用を増やすことが社会的責務を果たすことになることは承知しているが、派遣に頼らざるを得ない部分もあるのではないか。また、公法協の場合、常勤として勤務している派遣社員は1名であり、その点ではほとんど正規の職員で運営していると考えている。

(早瀬理事) 収益のうち、受取会費の占める割合が50%を超える法人はNPO法人でもそうそうなく、感心する。

一方、「草の根支援基金」については、受取支援金に関する事務費が明らかになるよう切り出さなくてもよいか。また、助成事業における事務費のとり方が少ないように思う。一般的な相場では、15%くらいはとってよいか。

(山岡理事) 通常の募金管理だけを行うには足りるが、本格的に報告書作成や現地視察・交流などをやることになれば、費用はもっとかかる。

(太田理事長) 震災直後の募金は、事務経費相当分は公法協自体が寄附をするという考え方で、寄附金全額を助成に回した。今回は、10%以内で手数料をいただくということでお願いした次第。

(岸本理事) 公益法人の事業計画では、事業のことばかり書くというのが定例になっている。一方、NPO法人の場合は、組織運営について触れることが定着している。組織基盤強化について事業計画の中で提案することは、公益法人界全体の体力をつけることにも繋がる。来年度以降は、事業計画書の記載パターンの中に入れることを検討されてはどうか。

続いて理事長から、資金調達及び設備投資の見込みについて説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案『平成26年度役員報酬』の件

理事長から、同議案(別紙)について説明があった。説明によると、常勤理事3名それぞれの役員報酬の金額は前年度と同額である、とのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案『顧問の選任』の件

理事長から、同議案について説明があった。説明によると、現顧問3名がこの3月末で任期満了となることから、再任を依頼し、理事会で選任された際の就任承諾を得たとのことであった。

審議の結果、原案どおりその選任を出席理事全員一致で可決した。

(再任) 石村耕治、能見善久、山内直人

任期はいずれも、平成26年4月1日から同28年3月31日までの2年間。

また、今後、これはという学識経験豊かな方がおられれば顧問に推薦をお願いしたい旨、理事長から出席者に依頼があった。

第4号議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件

金沢専務理事より、定時評議員会を下記要領にて招集するため、定款に基づき本理事会にて決議したい旨の議案説明があった。

日 時 平成26年6月26日(木) 14時開始

場 所 アイビーホール

目的である事項等

- ・平成25年度事業報告及び附属明細書の承認
- ・平成25年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

< 社団法人・財団法人移行の状況 >

鈴木専務理事より、次の項目につき報告があった。

(1) 内閣府等の動向と当協会要望等

① 公益法人等の現況(内閣府による集計)

全体として、当初想定していたよりも公益法人への移行が少なかった。ただ、一般法人に移ったところも「とりあえず」というところがあり、最終形はまだ分からない。また、財団法人、社団法人別の特徴は、社団法人は公益法人に移行したところが少なく、財団法人は多い、というところ。税制面では、移行認定により9千法人が新公益法人となった結果、特定公益増進法人となった財団法人、社団法人の数は以前の10倍となったこと。その他では、不認定処分の件数が以外に多い、ということだろうか。

② 会計基準の見直しに関する動向

内閣府公益認定等委員会が設置した公益法人会計基準検討会は現在、会計基準運用の見直しを行っており、中田監事も委員の一人である。スケジュールとしては、この3月末に中間報告をとりまとめ、4月に発表される。その後今年の秋口までに研究を進め、26年度内に最終結果が公表される予定である。直近の中間報告は、小規模法人の救済策が中心となっていると聞いている。一方、当協会の会計委員会でもそれに対応した検討を行っており、その結果をもって内閣府との交渉材料としている。全体として少々歩みは鈍いが、検討自体は着実に進んでいる。

③ 一般法人法及び内閣府令一部改正について

認定法施行規則に係る内閣府令のパブリックコメントは、公益目的事業財産の処分に関して、国からの補助金等が余った場合の取扱いについて追加したもの。会計検査院にて、公益目的事業が行われていないもの等の指摘があり、それに関する補助金等の国庫等への返還の筋道をつけた、というものである。

今般の一般法人法の改正案は、会社法の改正が生じると自動的に関係法令が変わるという仕組みの中で国会に提出されている。会社法の関係法令に一般法人法が含まれるとされるが、この改正には社団法人、財団法人すべてに影響がある。一般法人法は独立した法律であり、あたかも会社法の下部法令のごとく連動すること自体がおかしく、固有の手続をとるべきである。パブリックコメントすら付されず、行政庁から法人への連絡もされていない。内閣府、法務省に申し入れ、それぞれにご覧のような要望書を提出した。この改正案では、これまで法人に対して責任限定契約の締結が可能だった外部理事等を廃止し、代わりに非業務執行理事として定義するもので実質的な変更である。その他にこの改正案では、会計監査人は監事が選任する、ということになる。法務省は、情報提供しなかったことは申し訳ない。ただし、法令改正の内容は論理必然であり、また、業務執行しない理事の責任が軽減されるわけだからよいのでは、という説明であった。

同報告に関して、次の質疑応答があった。

(一般法人法関係)

橋本理事「会社法が改正されるとパブコメにかけることなく自動的に一般法人法も変わるというプロセスの問題点と、今回の改正内容そのものが問題だという二つの点があるようだが、どちらがより問題と考えているのか」

太田理事長「改正内容についても問題なしとしないが、そもそも、非営利法人に係る一般法

人法が会社法の特別法のような扱いを受け、会社法が変われば一般法人法も変わるという図式はおかしい、ということの方をより重要視している」

鈴木専務理事「法務省によれば、一般法人法が会社法を真似たのは、最新鋭のガバナンスを導入したからであり、形式的には連動していないが実質的には連動している、ということを行っている」

橋本理事「今後繰り返させないための対抗手段はあるのか」

太田理事長「法務省民事局、内閣府双方に今後はこのように要望してきたが、保証の限りではない。政治にこのことを認識してもらうことも、必要になってくるかも知れない」

松岡理事「今回のことは、何がきっかけで認識されたのか」

太田理事長「当協会の月刊誌と競合する刊行物に掲載された雑誌の記事で発見した。という点では我々もシェイムであるが。内閣府へ電話したところ、内閣府は知らなかった。法務省からの省庁間協議はあったようだが、見過ごしたらしい」

田中理事「内閣府には、具体的にはどこへ抗議されておられるのか」

太田理事長「認定等委員会の事務局長、委員長へ文書を送ろうと思ったが、事務局から、委員会の職務は公益認定にかかることであり、委員会には提出しないでもらいたい、今回のような政策判断は関係ないと言われた。法律改正は政策の一環であり、認定等委員会には政策はやらないので、ということのようだ。宛先は内閣府大臣官房公益法人行政担当室長となる」

福原理事「本件の議論と直接関係しないが、大銀行、大手流通の社外取締役を退任した後で事件が発生した。私の経験では、社外役員には情報がほとんど来ず、問題を防ぎようがない、ということ。米国ではエンロンのような例もある」

(認定法関係)

田中理事「収支相償で余剰が出た場合、収入源が運用益に限定されるような財団については、これを当期の公益目的保有財産の取得に充て、その後赤字が出ればこれから取り崩すということで当時の担当官と合意ができています。この点を再確認して助成財団センターは、公法協と歩調を合わせて要望したいので協力をお願いしたい」

太田理事長「財務省の壁がなかなか崩せないようだ。助成財団だけに認めるという論拠があればそれを盾になお一層の努力をしたいが、もう少し時間を貸していただきたい」

(2) 職務執行報告

金沢専務理事より、次の項目について報告があった。

①「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」の状況

本年度は、前回(平成 23 年)に寄附をいただいた方に対する依頼(一次募集)、特別募集(大口)、全会員に対する募集(二次募集)を行い、昨日現在で 1,340 万円の申し込みがあり、年度末までには 1,500 万円を想定している。本年度、来年度に分けて支援金の配分を行う予定であるが、本年度分の応募は前回の募集(3回の合計)をすでに超えている。ニーズに対して供給が伴っていないという印象であるが、今月下旬に配分委員会を開催して支援団体を決め、

年度内に支援金を交付する。応募団体は特定非営利活動法人が半数以上だが、次いで任意団体、一般法人も相当数ある、とのことであった。

② 事務管理代行(運営支援)事業に関するフィージビリティスタディ

会員・会費管理、総会運営等の事務代行業務に参入する可能性を検討するため、既存の2社にヒアリングし、また、200 法人に対してアンケート調査を実施した。結果、公益法人協会が事業として行うなら興味があると回答したところが20 法人以上あった。事業性について検討したいところではあるが、現状では積極的な対応は難しく、今しばらく凍結したいとのことであった。

③ 内閣府委託相談会の状況

この「相談会」には、来週の3月18日(水)に本年度最後の相談会が開催され、契約どおり合計18回が無事終了することとなった。移行期の前半には900を超す多数の法人が参加したが、本年度は394法人(前年度は545法人)となる予定である。当事業は、特に地方において当協会のノウハウを活かし、そのプレゼンスを高めるという点で大きな意味がある、とのことであった。

続いて、太田理事長より次の項目につき報告があった。

④ 一般法人の動向に関するアンケート調査

日本NPOセンターと来年度から共同で標記調査を始めるに先立ち、本年度は前段階としてメールによるアンケート調査を行った。対象は一般法人1,802。うち有効着信1,602、回答は157で、10%弱であった。回答内容を見ると、社団法人が8割以上で、設立年が意外と古い法人があった。前身は任意団体が一番多かった。税法上の分類では「非営利徹底型」が最も多かったが、次いで「普通法人型」が予想以上に多かった。また、事業内容は教育関係、学会を筆頭に多分野に及んでいるものの、必ずしも公益的な事業かどうか即断できない。一般法人を選択した理由として最も多いのは「法人格が欲しかった」、次いで「設立が容易」の順であった。公益認定申請については6割以上が当面予定なし、公法協の認知度は同じく6割程度、とのことであった。

⑤ 訪米調査ミッション報告書

昨年9～10月に実施した米国助成財団に関する訪米調査研究ミッションの報告書が完成、出席者に配布された。助成財団に関する最新の情報が収録されているので、ぜひお読みいただきたいとの説明があった。

(3) 長期(10ヶ年)経営計画「Project Coming 10」中間報告

同プロジェクトの委員長である片山理事より、次の報告があった。

この委員会は昨年5月から今年3月まで、全9回開催した。途中経過に関しては、ごく簡単なものを昨年12月の理事会で報告している。今回は、サマリーとしての中間報告である。

今後10年間の状況(環境)認識として、さまざまな社会的課題の解決のために非営利セクターが果たす役割は大きい一方で、社会からの信頼や力量の面ではまだまだ十分とは言えない。真の意味での「民間公益活動推進センター」となることが望まれる。そのための機能として、今後の公法協は「政策提言」と「キャパシティ・ビルディング」の二本柱の事業を構築したい。

まず、「政策提言」は今後、法制・税制・会計にとどまらない幅広い提言活動を行いたい。そのための調査は不可欠という認識でいる。また、連携・協働を強化することも必要（「政策提言」という言葉がふさわしいかどうかは今後の検討が必要）「キャパシティ・ビルディング」については、現行事業（相談・セミナー・出版）の継続はもちろんだが、きめ細かい対応をし、利便性の高いワンストップサービスを確立する。

配布資料にある「協会をこう変える」では、あえて短い時間で理解できるよう、荒削りなキーワードを列挙してみた（公益法人をコアとしつつ、ウィングを広げる。ネットワーク先は若い世代へ。会員規模はセクターの多様性に対応できるように規模別なものを導入。事業遂行については選択と集中。企画はスタッフからの活発な提案を取り入れる。連携の強化。事業収入の増加による財政基盤の強化、等…）

最後に、外部委員の基本的な考えについて。従来こうした諮問委員会においては、外部委員による立派な報告書ができるもののあまり読まれることなく、まして一般のスタッフに浸透することもない（これはまま起こることである。）しかしながら、このような委員会で一番重要なことは、実行することである。そして、実行するのは一人一人のスタッフである。綺麗な報告書を作成することは簡単にできるが、今までと同じことになるのでそれはやめた。それでは浸透していかない。カミング 10 を作っている、このプロセス自体が公法協の組織文化を刷新していく端緒になって欲しいと思った。できるだけスタッフとの意思疎通を図りながら、スタッフが自分たちの手で自分たちの未来像を描いていく、そのための産婆役を務めたいと考え、今までとは少し違ったスタイルをとっている。6月頃には少しまとまったものを提出する予定だが、内部委員の考え方・姿勢において顕著な変化が表れていると思っている。全員に浸透することを期待している。以上であった。

これを受け、太田理事長から、一緒に討議する場を催したいと考えている、全員で問題意識を共有していきたい、との発言があった。

(4) 法人管理に関する報告

金沢専務理事より 25 年度の入退会動向について、新規入会が好調であること、また、正会員の退会数も前年を下回る見込みであるとの報告がされた。






<その他の報告等>

金沢専務理事より、次回理事会は6月9日(月)16時より、本日と同じ日本工業倶楽部にて開催する旨、報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成26年3月28日

代表理事	太田	達男	
代表理事	金沢	俊弘	
監事	谷村	啓	
監事	中田	ちず子	
監事	平川	純子	

(別紙)

平成 26 年度役員報酬の金額等

(単位：円)

理事氏名	号俸	俸給月額	H 26 年度 合計	H 25 年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
太田 達男	28	640,000	7,680,000	7,680,000	週 5 日
金沢 俊弘	26	600,000	7,200,000	7,200,000	週 5 日
鈴木 勝治	17	420,000	5,040,000	5,040,000	週 4 日

